

# 経済産業省

20170131商局第2号  
平成29年1月31日

関係団体の長 あて

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 住田 孝之

トラック運送業との取引条件の改善に向けた協力について（要請）

国土交通省自動車局長より、国自貨第139号のとおり「トラック運送業の取引条件の改善に向けた荷主企業等への協力要請について」がまいりました（別添）。

つきましては、貴団体会員に対して、取引の実情を踏まえつつ、下記の事項について配慮するよう、周知徹底をお願いいたします。

記

## 【ご協力いただきたい具体的な取組例】

### ①価格決定方法の適正化

- ・一律〇%減の原価低減要請や燃料価格等の変動分が考慮されない価格決定の禁止
- ・トラック運送業者との十分な協議を踏まえた運賃・料金の決定

### ②コスト負担の適正化

- ・仕分け・検品・陳列等の附帯業務や荷待ち待機等、運送以外の業務に係る費用については、運賃とは別のものとして契約上明確化
- ・着荷主においても、契約にない仕分け・検品・陳列等の附帯作業を無償で行わせないこと
- ・着荷主の都合による荷待ち待機に関する費用について、発荷主・着荷主との

間の契約において明確化

- ・着荷主においても、自社の都合により、トラック運送事業者を長時間待機させない。やむを得ず待機させる場合においては、その分の人件費が発生することから、発荷主との間の契約における適切な費用負担について配慮すること
- ・過度な小口多頻度輸送は、人手不足に直面しているトラック運送事業者にとって大きな負担となることから、ロットをまとめるなど、可能な範囲内で効率的な運送依頼について配慮すること

### ③契約の相手方・方法の適正化

- ・契約相手となるトラック運送事業者について、運行管理者・整備管理者の選任、最低保有台数の維持、社会保険・労働保険の加入等、法令遵守状況の確認
- ・運送契約締結に当たっては書面化を原則とし、附帯業務や荷待ち待機、高速道路料金等の支払いについても明記

### ④長時間労働の削減

- ・荷待ち時間、特に着荷主側における荷待ち時間の解消に向けた取組への理解と協力（トラック運送事業者との面談等による課題の具体的な把握等）
- ・トラックドライバーの長時間労働の改善に向け、着荷主・発荷主・トラック運送事業者が一体となって課題に取り組むための協議の機会を定期的に設ける等、協力体制の確立

以上

国自貨第139号  
平成29年1月31日

経済産業省商務流通保安審議官  
住田 孝之 殿

国土交通省自動車局長  
藤井 直樹

トラック運送業の取引条件の改善に向けた荷主企業等への協力要請について

トラック運送業は、荷主に比べて立場が弱く、適正な取引環境の確保が難しいことに加え、長時間労働・低賃金という労働環境からドライバー不足が深刻化しているという課題に直面しています。

また、適正な運賃水準が確保されなければ安全にも支障が及ぶ問題であり、これらの課題に対応するためにも、トラック運送業における取引条件の改善は喫緊の課題となっています。

取引環境の改善に向けては、トラック運送業界内の元請・下請事業者間の取引の適正化も重要です。このため、「下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議」での議論を受け、11月22日に、根本国土交通大臣政務官より全日本トラック協会に対し、業界内における下請多層構造の改善や取引適正化に向けた「自主行動計画」の策定を要請したところです。

一方で、荷主とトラック運送事業者間の取引条件に関しては、①価格決定方法の適正化、②コスト負担の適正化、③契約の相手方・方法の適正化、④長時間労働の削減といった課題が明らかになっていますが、これらはトラック運送事業者だけで解消できる課題ではなく、着荷主を含めた荷主の方々のご理解とご協力が不可欠です。このため、下記の事項について、流通業をはじめ、貴省所管の荷主企業等に対し、働きかけをお願いします。

なお、本件につきましては、先般、根本国土交通大臣政務官より松村経済産業副大臣に対し要請させていただいたところですが、あらためて、担当部局である自動車局より重ねてお願い申し上げる次第です。

最後に、物流を支えるトラック運送トラック運転者の確保及びトラック輸送の安全性確保のため、ご協力方、何卒よろしく願いいたします。

【ご協力いただきたい具体的な取組例】

① 価格決定方法の適正化

- ・ 一律〇%減の原価低減要請や燃料価格等の変動分が考慮されない価格決定の禁止
- ・ トラック運送業者との十分な協議を踏まえた運賃・料金の決定

② コスト負担の適正化

- ・ 仕分け・検品・陳列等の附帯業務や荷待ち待機等、運送以外の業務に係る費用については、運賃とは別のものとして契約上明確化
- ・ 着荷主においても、契約にない仕分け・検品・陳列等の附帯作業を無償で行わせないこと
- ・ 着荷主の都合による荷待ち待機に関する費用について、発荷主・着荷主との間の契約において明確化
- ・ 着荷主においても、自社の都合により、トラック運送事業者を長時間待機させない。やむを得ず待機させる場合においては、その分の人件費が発生することから、発荷主との間の契約における適切な費用負担について配慮すること
- ・ 過度な小口多頻度輸送は、人手不足に直面しているトラック運送事業者にとって大きな負担となることから、ロットをまとめるなど、可能な範囲内で効率的な運送依頼について配慮すること

③ 契約の相手方・方法の適正化

- ・ 契約相手となるトラック運送事業者について、運行管理者・整備管理者の選任、最低保有台数の維持、社会保険・労働保険の加入等、法令遵守状況の確認
- ・ 運送契約締結に当たっては書面化を原則とし、附帯業務や荷待ち待機、高速道路料金等の支払いについても明記

④ 長時間労働の削減

- ・ 荷待ち時間、特に着荷主側における荷待ち時間の解消に向けた取組への理解と協力(トラック運送事業者との面談等による課題の具体的な把握等)
- ・ トラックドライバーの長時間労働の改善に向け、着荷主・発荷主・トラック運送事業者が一体となって課題に取り組むための協議の機会を定期的に設ける等、協力体制の確立